

宅地建物取引士資格登録簿登録事項の変更手続案内

宅地建物取引士資格登録者（宅地建物取引士証の交付を受けていない者も含む）は、登録事項（**氏名、住所、本籍、従事先**）に変更が生じた場合は、登録している都道府県へ遅滞なく変更登録申請をしなければなりません。（宅地建物取引業法第20条）

※業者等が専任の宅地建物取引士の就退任に関する変更届（同法第9条）を行う場合は、**宅地建物取引業者として**、免許を受けた大臣又は知事に届け出るものであり、その届出により、宅地建物取引士資格登録簿の内容が自動的に変更になることはありませんので手続きの漏れのないよう、ご注意ください。

※変更申請内容の反映には2週間程度かかります。

※変更登録の手続き完了後、変更登録完了通知書（ハガキ）をお送りします。

また、単身赴任などで住民票上の住所地とは別の場所に居住している場合には、居所を登録できます（任意）。居所が登録されると、書換えした宅地建物取引士証や、上記の変更登録完了通知書（ハガキ）が居所あてに送付されます。

1 申請先

・下記の3か所のいずれかに申請してください。

※ただし、氏名の変更（有効期限内の宅建士証有り）については、（公社）茨城県宅地建物取引業協会本部又は（公社）全日本不動産協会茨城県本部の2か所のみで受付しております。

◇ [（公社）茨城県宅地建物取引業協会](#) 本部

〒310-0066 茨城県水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館

TEL：029-225-5300

受付時間：月曜日～金曜日（ただし、年末年始、お盆期間及び祝日を除く）

午前9時00分～午後5時15分

◇ [（公社）全日本不動産協会茨城県本部](#)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階

TEL：029-244-2417

受付時間：月曜日～金曜日（ただし、年末年始、お盆期間及び祝日を除く）

午前9時30分～午後5時

◇ 茨城県土木部都市局建築指導課 監察・免許グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県庁行政棟20階

TEL 029-301-4722

受付時間：月曜日～金曜日（ただし、12月29日～1月3日及び祝日を除く）

午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時30分

2 申請方法

- ・申請者本人による「直接持参」若しくは「郵送」で提出してください。
- ・代理人による申請の場合は、本人からの委任状及び代理人の身分証明書（運転免許証等）が必要です。

※書換えした宅地建物取引士証を代理人あてに返送することはできません（窓口での交付は可）。

3 提出書類

- ・変更内容に応じた必要な書類等（別表参照）
- ・代理人の申請の場合は、上記2申請方法に記載した書類

※宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号）の市区町村コードは、[総務省ホームページ](#)を参照ください。申請書には、コードの先頭から5文字を記入してください。

※控えが必要な方は、申請書の写し（副本）を提出してください。郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【別表】

変更事項 必要書類 ^①	氏名		住所		本籍	従事先			居所	
	有効期限内の宅建士証		有効期限内の宅建士証			入社 出向 合併	退社	廃業 商号変更 免許換え	登録	削除
	有 ^②	無	有 ^③	無						
宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書（様式第七号）	○	○	○	○	○	○	○	○		
宅地建物取引士証書換え交付 申請書（様式第七号の四）	○		○							
宅地建物取引士証（原本）	○		○							
戸籍抄本 ^④	○	○			○					
顔写真1枚 ^⑤	○									
簡易書留郵便料金分の 切手を貼付した返信用封筒 ^⑥	○		○							
住民票抄本 ^④			○	○						
入社・出向・合併先の業者が 発行した従業者証明書の写し ^⑦						○				
居所登録願									○	
居所に居住していることが 確認できる書類 ^⑧									○	
居所削除願										○

※①提出部数は各1部です。変更事項が複数ある場合でも、1部にまとめて申請してください。②茨城県建築指導課では受付できません。協会に申請後、3週間程度で新たな宅建士証を交付します。旧姓併記を希望する場合は[こちら](#)をご覧ください。③住所のみ変更の場合、現在交付中の宅建士証の裏面に新住所を記載することになります（持参の場合は即時交付、郵送の場合は原則として到着の翌事業日までに返送）。④発行から3か月以内のもの。⑤カラー、縦3cm×横2.4cm、無背景、正面、脱帽、上半身、撮影後6か月以内のもの。⑥郵送による宅地建物取引士証の受領を希望する場合は必要。⑦宅建業法第48条。様式第八号。⑧公共料金の請求書や領収書の写し、賃貸借契約書の写し、郵便局の消印が確認できる申請者宛て郵送物の写しなど。